

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第3条の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和7年6月6日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階
旭川市総務部契約課物品担当
電話 0166-25-5736
FAX 0166-26-1323

2 一般競争入札に付する物品購入等の内容

- (1) 入札件名 灯油（大口）の購入
- (2) 規 格 J I S 1号
- (3) 予定数量 入札説明書のとおり
- (4) 納入場所 入札説明書のとおり
- (5) 契約期間 令和7年7月1日から令和7年9月30日まで
- (6) 契約方法 単価契約とする。なお、契約期間中に市場価格に変動があった場合は、入札説明書で示す変更基準により契約単価を変更するものとする。
- (7) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格における営業種目1540（石油燃料）の入札参加資格を有し、地域区分51の市内の者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係及び人的関係については9を参照。）。

- 4 入札説明書を交付する場所及び問合せ先
1 に同じ。

5 入札参加の申請

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年6月19日（木）正午
- (2) 提出場所 1 に同じ。
- (3) 提出方法 持参又はファクシミリによること（郵送による提出は認めない。）。
なお、ファクシミリによる提出の場合は、事前に電話連絡すること。

6 開札の日時及び場所等

- (1) 開札の日時 令和7年6月23日（月）午前9時15分
- (2) 開札の場所 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階 契約課入札室
- (3) 開札の方法

開札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。

(4) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市物品購入等の競争入札（持参又は郵送提出）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札当日は入札執行予定時刻までに1まで申し込むこと。

なお、開札の会場の都合により他の入札を合わせて傍聴人は10名までとする。

(5) 入札書の提出方法

事前に持参又は郵送すること（ファクシミリによる提出は認めない。）。

- (6) 入札書の提出期限 令和7年6月20日（金）午後5時15分

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び旭川市物品購入等競争入札心得（持参又は郵送提出用）において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

8 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 契約書作成 要する。
- (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (5) 支払条件 毎月後払いとする。

(6) 違約金

落札者が契約を締結しない場合、2(7)に定める落札価格に予定数量を乗じた金額の100分の3に相当する額の違約金を旭川市に納付するものとする。

- (7) 詳細は入札説明書による。

9 その他

3(5)でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他、(1)又は(2)と同視し得る特定関係があると認められる場合

ア 事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係にある場合